



2 0 2 1 年 度

事 業 計 画 書

公益財団法人 滋賀県人権センター

2021年度 公益財団法人滋賀県人権センター事業計画

I 基本方針

当センターは、同和問題解決のための総合的県民センターとして、1975年に「財団法人滋賀県解放県民センター」として設立し、2003年度には、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて「財団法人滋賀県人権センター」に改称しました。また、2011年度には、公益法人制度改革に伴い公益財団法人に移行し、今日まで、さまざまな人権問題の課題解決に向けて行政・教育・運動と連携しながら種々の事業を展開してきました。

昨今、国際化、情報化、少子高齢化など社会環境が急激に変化する中で、インターネットを悪用した、部落差別をはじめとする悪質な差別表現の氾濫、ヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別など人権問題はますます重層化、複雑化してきています。また、昨年来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、患者や医療従事者等に対する人権侵害が発生し、社会問題化しているところです。

当センターでは、2018年度に中期的に取り組むべき基本的な方向性を示した「将来構想」を策定し、『滋賀県における県域を対象とした唯一の総合的人権センターとして、人権課題の解決の中心的役割を担う』ことを基本方針に定め、「調査研究等事業」を基礎とし、「啓発・教育事業」と「相談・支援事業」を相互に関連させながら事業展開を図っているところです。

「啓発・教育事業」では、交流や対話をキーワードに、参加体験型の啓発内容を充実させた取組を行います。また、各種つどいや集会についても、参加者のニーズに応え、主体的な参画を促します。出版事業については、月刊情報誌「じんけん」を隔月発行へ変更するとともに、新たにデジタルコンテンツなどによる情報発信を行います。また、地域総合センターが、人権啓発と住民交流の拠点としての機能を十分に発揮できるよう、相談援助技術を中心とした職員研修を実施し、隣保事業の充実に努めます。さらに、2020年度より県から受託している事業所内人権啓発担当者等研修事業では、県内の企業自らが社会的責任としての公正な採用選考と人権尊重の取組を推進するよう研修会を実施します。

「相談・支援事業」では、引き続き、複雑化する人権相談に対し、関係機関との橋渡しの役割も担いながら、相談者のニーズに応えられる相談事業を遂行します。2021年度からは、臨床心理士と連携し、相談者へのより効果的な支援と相談員のスキルアップを図ります。また、昨年9月に開設した新型コロナ人権相談ほっとラインの相談事業についても継続して取り組みます。地域総合センターへの運営・助言については、各地域総合センターが相談事業や人権問題解決のための各種事業を総合的に推進していけるよう、効果的な助言や連携を行います。インターネット上における人権侵害対応事業については、差

別書き込みに対する削除を含むモニタリングの取組を関係機関・団体等と連携し、強化していきます。

「調査研究等事業」では、同和問題を中心に人権に関わる歴史的資料（伝統文化、生活文化、産業・労働）について、県内各地域における所在の調査と収集を行い、目録を作成するなどして、情報提供を行います。

公益財団法人としての役割を改めて認識し、「将来構想」をもとに、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて果敢に挑んでいくとの決意のもと、社会の変化にも対応しながら、次に掲げる事業を積極的に推進していきます。

Ⅱ 具体的な事業計画

1. 啓発・教育事業

(1) 人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい

「人権週間」に協賛し、広く県民が参加できるつどいを開催することで、県民一人ひとりが人権尊重と同和問題の解決に向け、学習や活動の輪を更に広げ、実践交流と連帯を深め合うために実施する。

- ア. 特別報告（人権作文発表・地域からの発信等）
- イ. 記念講演
- ウ. 人権ラブソングコンサート等

(2) 青年集会・高校生等交流集会

① 部落解放・人権確立をめざす滋賀県青年集会

県内の青年が、部落差別をはじめあらゆる差別の現実を学び、互いの思いや願いを交流するとともに、人権尊重に向けた実践活動をさらに発展させるために実施する。

② 滋賀県高校生等交流集会 ヒューマンライツ with アクション

県内の高校生等が、人権をテーマに交流・連帯を深め、地域のリーダーとしてそれぞれの地域社会において活動できるための育成事業として実施する。

- ア. 全国高校生集会・全国青年集会との連携

(3) 部落解放滋賀県女性のつどい

県内の女性が中心となり、部落解放と女性差別の撤廃を共通の課題として学び合い、自らの生き方や思いを語り合いながら人権尊重に向けた実践活動を更に発展させるために実施する。

(4) 出版事業

県民啓発の一環として広報出版事業を行う。情報誌・啓発資料の内容等の充実と、デジタルコンテンツなどによる新たな情報発信により、読者の拡大・普及を図る。

また、今年度は全国水平社創立100周年を迎えることから、情報誌「じんけん」で、特集を組む予定である。

- ア. 情報誌「じんけん」 奇数月 15日発行
- イ. 啓発資料の発行
- ウ. デジタルコンテンツ等の情報発信（定時・適時）

(5) 講師派遣

同和問題をはじめ各種人権問題の課題解決の取組を支援するために、研修会に講師を派遣・紹介する（オンライン開催にも対応）。さらに、

県域、市町域、企業等の研修会の企画・運営について助言を行う。

(6) クローズアップ人権講座

さまざまな人権問題についての先進的な取組や知識を学習し、受講者が「人権が尊重された地域社会の実現」に向けて、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において人権教育・啓発を積極的に推進することを目的に開催する。また、親子・子ども向けの講座を開催し、参加対象者を広げていく。

部落問題、ハラスメント、自死問題
新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害
など } 7 講座

(7) エンパワメントワークショップ出前講座

人権尊重の社会づくりをめざして、エンパワメント（自分の内なる力を引き出し、取り戻す）を中心とした参加・体験型の出前講座を実施する。また、2018年度まで開校してきたエキスパートスクール「人権の友」研修事業の修了生の実践の場としても連携を推進していく。

「一人ひとりの力を信じる参加型体験学習が社会を変える」

5月～3月 ワークショップ実践・講演（10講座）

(8) 人権擁護活動ブロック別合同研修会（7ブロック）

同和問題をはじめとする人権問題の解決等、日頃、地域のリーダーとして人権擁護活動に取り組む者が合同で研究協議を行い、それぞれの地域に根ざした人権擁護活動の充実・強化を図るために実施する。

年度ごとに人権課題のテーマを設定し、事例紹介と専門講師による講演および各ブロックでグループ討議を実施する。2021年度は「障がい者の人権」をテーマに開催する。

(9) 地域総合センター職員等研修事業

地域総合センターが、「福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンター」として「人権・同和問題の速やかな解決に資する」機能が十分に発揮できるよう、地域総合センター職員が必要とされる知識・専門的技術を学ぶとともに、センター職員としての自覚を深めるため、研修を実施してきた。特に、地域総合センターは相談事業が根幹をなすものであり、身近で信頼される「総合生活相談」がより充実するように、「相談援助技術講座」を核として「基礎講座」「実践力強化講座」を実施する。

ア．基礎講座	1日
イ．相談援助技術講座	3日
ウ．実践力強化講座	1日

(10) 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者等研修事業

県内中小企業者等への人権意識高揚を図るため、企業活動に直結する人権課題について、講演により研修、啓発を行い、また実際の取組事例を報告することで、明るい職場づくりのみならず、人権に配慮することで企業の果たすべき社会的責任に対する認識を深めるための取組として、研修会およびセミナーを各地で実施する。

実施場所：甲賀地域・東近江地域・湖東地域・高島地域・湖北地域の
5か所

実施時期：8月～11月

参加対象者：従業員20人以上の事業所に設置される事業所内公正採用選考・人権啓発担当者等

(11) じんけんとふくしの推進講座

部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃や人権擁護の意識を高めるとともに、地域総合センターと社会福祉協議会などの福祉関係機関・団体等との連携を深め、「福祉と人権のまちづくり」を基本にした地域福祉のネットワークづくりを目的に研修を実施する。

対象者：地域総合センター、福祉関係機関、保育所（園）、NPO法人などの職員

開催時期：11月中旬

(12) 隣保事業士研修事業

隣保事業士は、隣保事業の歴史をもとに、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など隣保事業のコーディネート機能を充実・発展させることが求められます。隣保事業士交流研修会では、隣保事業の専門職性を活かし、地域総合センターが、「福祉と人権のまちづくり」を推進する、地域における第一線機関としての役割を再確認し、人と人のつながりを基本として、各地域での実践事例や先進的な取組を学び、各地域総合センターの既存事業の活性化や新たな事業展開へとつなげていくために、研修会を実施する。

ア．隣保事業士交流フォローアップ研修 12月下旬

(13) 県民啓発助成

ア．市町人権・同和教育推進協議会等事業費助成

イ．部落解放研究滋賀県集会開催費助成

2. 相談・支援事業

(1) 人権相談

2003年度から人権相談室を設置し、県民のさまざまな人権に関する相談に対応してきた。近年は、社会環境の急速な変化に伴い、人権相談内容も多様で複雑化するとともに、相談件数も増加している。さらに新型コロナウイルス感染症にかかわる人権侵害が発生していることから、昨年9月1日に新型コロナ人権相談ほっとラインを開設した。2021年度も引き続き相談対応を行う。

こうした多様な相談に対して一層的確な助言や支援が出来るように、関係機関と密接な連携を図り、引き続き相談者のニーズに応えられる相談事業の実施と充実に努める。

また、相談内容の要因や背景を分析し、相談の中から「社会的課題」を発見し、今後の啓発活動に活かす。

さらに、部落差別をはじめとする差別事象・事件の解決の取組を行う。

ア. 人権相談室

(月・火・水・金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00)

イ. 新型コロナ人権相談ほっとライン

(月・火・水・金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00)

ウ. インターネットによる人権相談窓口の設置(24時間受付)

エ. 弁護士相談

月1回第3木曜日に無料弁護士相談の実施

オ. 臨床心理士による相談支援のアドバイスとサポート

実践事例検討会の開催

カ. 県内訪問相談の実施

キ. 滋賀県人権相談ネットワーク協議会への参画

ク. 広報活動

リーフレットの作成、啓発グッズ(エコバック等)の作成・配布、ラジオスポット放送

ケ. 相談員スキルアップ

関係機関・団体における研修会等への参加

コ. 差別事象・事件の相談と啓発活動

関係機関・団体と連携し、対策会議や学習会等を通じて啓発活動を実施

(2) 人権相談委員会

地域における人権擁護活動の強化を図り、関係機関・団体と連携して、さまざまな人権問題の解決を図るため、同和問題をはじめとする人権問題や、その他生活に関する相談等の解決に向け、相談者への支援活動を行う。

そのため、専門相談委員を設置し、人権相談室との連携を行いながら

相談者への支援や相談事案の解決を図るとともに、関係機関への連絡調整や情報交換を行い、速やかな人権問題解決を図る。

また、差別事象の取組についての情報交換を引き続き行う。

- ア. 総務委員会および全体会議、研修会
- イ. 人権相談室および関係機関との連携・調整および助言
- ウ. 相談者に対する支援活動
- エ. 差別事象連絡会（毎月1回）

（3）地域総合センター運営助言事業

厚生労働省「隣保館運営要綱」および県「地域総合センター運営要綱」に基づき、各地域総合センターの利用対象地域住民の福祉の向上や人権啓発のためのコミュニティづくりの視点を重視し、同和問題の残された課題および人権諸課題の解決に向けた取組を推進するため、地域総合センター事業等の状況把握および情報交換、調査・分析を行い、各地域総合センターにフィードバックする。また、地域総合センターが就職困難者をはじめとする社会的援護を要する人々への効果的な助言・支援を行なえるよう、県や公共職業安定所・福祉関係機関と連携を図りながら、地域総合センターの活動の充実と住民福祉の向上に寄与するよう努める。

- ア. 地域総合センター運営重点助言訪問（8センター）
 - ・年1回 8月中旬～9月下旬
 - ・県、県教育委員会、当人権センター三者により地域総合センターに訪問し、運営助言と意見交換を行う。
- イ. 地域総合センター事業活動巡回訪問 月1回
 - ・地域総合センターや関係機関を定期的に訪問し、各センターが実施する基本事業および特別事業に対する助言、情報の提供および収集、意見交換等を行う。また、就職困難者や生活困窮者の自立支援を効果的に行えるよう体制の維持・強化促進に努める。
- ウ. 各関係機関・団体との連携
 - ・滋賀県地域総合センター連絡協議会、全国隣保館連絡協議会、各ブロック職業対策連絡協議会、滋賀県社会福祉協議会、NPO法人等との連携を行い、効果的な助言・支援を行う。
- エ. 地域総合センター総括会議 2月中旬～3月上旬
 - ・地域総合センターへの巡回訪問等の結果を分析し、各センターにフィードバックすることにより、次年度における各センターの効果的な事業推進に資する。

(4) インターネット上における人権侵害対応事業

インターネット上において匿名性を利用した悪質な書き込みや誹謗中傷、差別助長等が見られる現状にあることから、その実情を把握し、ネット上の人権侵害に対しての救済の方策を探るため、モニタリングを実施する。また、モニタリングリーダーの養成や関係機関・団体等へモニタリングの状況を情報提供するなど連携を図ることにより、取組を強化する。

- ア. ホームページによる県民への周知
- イ. インターネット人権マスター講座の開催
 - 〔モニタリングリーダー養成講座（4講座）
 - 〔インターネット上における人権問題講座（2講座）
- ウ. 相談対応マニュアルの周知徹底
- エ. モニタリングの実施と各市町への情報提供
- オ. 県内市町担当者会議の開催と連携・協力
- カ. モニタリング実施団体が主催する連絡会等への参加

3. 調査研究等事業

(1) 啓発ライブラリーの運営

県内各市町、教育委員会、地域総合センター等で発行・制作された各種資料の収集に努める。

また、啓発パネル作成および啓発パネル・DVD等の貸出など県民の人権学習に貢献できる情報提供・サービスの充実に努める。

(2) ホームページの運営

当センターの概要、各種事業の積極的な情報発信に努めるとともに、人権に関わる諸集会の情報を提供することにより参画・参加等を促進する。

(3) 人権に関わる歴史的資料収集事業

同和問題を中心に人権に関わる歴史的資料（伝統文化、生活文化、産業・労働）について、県内各地域における所在の調査と収集を行い、目録を作成する。また、人権センター内の展示コーナーにおいて資料展示を行い、来館者に情報提供をするなど人権啓発を行う。

(4) 調査研究

県内で生じている人権課題に的確に対応できる事業を行うため、継続的に以下の調査研究を進める。

- ア. インターネット上における人権侵害対応を通じて、その実態についてモニタリングを実施し、その背景や対応策について調査研究を

進める。

イ．部落差別解消推進法の趣旨に沿って、当センターの日常業務や既存の調査・統計等を通じて、部落差別の実態の把握、分析を進める。

(5) 各人権センター等との連携

各地域の人権センターとの情報交換・連携を図る。また、県内の人権問題に取り組む機関、団体、NPO等との連携を図る。

ア．県内の人権センターとの情報交換

イ．全国人権ネットへの参加

ウ．その他の機関・団体・NPO等との連携

4. 人権センターの運営

(1) 会議

ア．理事会

イ．評議員会

(2) 特別賛助費制度

同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて当センターが実施する諸事業に対して、より多くの県民から賛同・協力を得るため、積極的な会員拡大を図る。

(3) 職員研修の実施

階層別職員研修等

全職員研修

隣保事業士の資格取得等

(4) 解放県民センター「光荘」の管理運営

管理運営委員会 随時

屋上防水改修工事等

事 業 日 程 表

月 日	事 業 名	会 場	規模等	内 容
4月上旬 ～ 5月中旬	特別賛助費制度会員募集	—	各市町、県・ 企業・団体等	各市町等を巡回し、募集活動を展開する
4月中旬	評議員会【書面決議】	—	評議員11人	理事、監事、評議員の選任
5月上旬 ～ 12月下旬	高校等における進路状況調査	県内全高等学校 特別支援学校	県内の県立、 私立81校	県内全高校等における進路（進学・就労）状況の調査・研究を行う
5月中旬	地域総合センター職員研修会（基礎講座）1日	解放県民センター「光荘」他	地域総合センター職員等各30人	地域総合センター職員として必要な基礎的知識の研修（全体研修）
6月上旬	理事会	解放県民センター「光荘」	理事10人 監事 2人	2020年度事業・決算報告等
6月上旬	人権相談委員会、総務委員会および研修会	解放県民センター「光荘」	委員27人 市町19人	2020年度活動状況報告、2021年度活動方針および事業計画、委員の委嘱、役員選出、実践交流
5月 ～ 11月	クローズアップ人権講座	解放県民センター「光荘」他	220人	「部落問題」、「ハラスメント」、「自死問題」、「新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害」その他の人権課題等のテーマを7講座実施
5月 ～ 3月上旬	エンパワメントワークショップ出前講座	各研修先	各回15人以上	人権尊重の社会づくりをめざして、エンパワメントを中心とした参加・体験型の出前講座を実施
6月中旬 ～ 7月下旬	地域総合センター職員研修会（相談援助技術講座）3日	解放県民センター「光荘」	地域総合センター職員等各30人	地域総合センター職員として必要な実践的・専門的知識の研修（全体研修、ワークショップ、グループ学習）
6月中旬 ～ 3月上旬	インターネット上における人権侵害事象対応事業	解放県民センター「光荘」	150人	インターネット人権マスター講座・モニタリング実施団体との連絡会・市町担当者会議の実施
6月下旬	評議員会	解放県民センター「光荘」	評議員11人 監事 2人	理事の選任、2020年度事業・決算報告等
	理事会		理事10人 監事 2人	三役の選任
8月中旬 ～ 9月下旬	地域総合センター運営重点助言訪問	地域総合センター	8センター	県、県教委および（公財）滋賀県人権センター三者共催による運営助言訪問を実施し、就労支援を行う
8月 ～ 11月	事業所内公正採用選考・人権啓発担当者等研修会	県内5会場	500人	県内の事業所等に部落問題をはじめとした人権意識の高揚を図るための人権研修を実施
10月 ～ 2月	人権擁護活動ブロック別研修会	県内7会場	800人	人権擁護委員、人権擁護推進員、人権相談委員合同の実践交流研究
10月上旬 ～ 11月下旬	地域総合センター職員研修会（実践力強化講座）1日	解放県民センター「光荘」他	地域総合センター職員等30人	地域総合センター職員が新たな事業を企画するための実践的・専門的知識の研修（全体研修、ワークショップ、グループ学習）

月 日	事 業 名	会 場	規模等	内 容
10月17日 (日)	部落解放・人権確立をめ ざす第46回滋賀県青 年集会	近江八幡市 文化会館	県内青年等 200人	全体会・講演会、分散会等
	滋賀県高校生等交流集 会「ヒューマンライツ with アクション」		高校生等 200人	全体会・講演会、分散会、食文化交 流等
11月20日 (土)	部落解放第58回滋賀 県女性のつどい	米原公民館	200人	講演会等
11月中旬	じんけんとふくしの 推進講座	未定	地域総合セン ター、市町福 祉担当課、社 会福祉協議会 等職員50人	「福祉と人権のまちづくり」を基本 にした地域福祉と地域福祉ネットワ ークづくり等の研修
12月5日 (日)	2021年人権週間協賛、人 権尊重と部落解放をめ ざす県民のつどい	滋賀県立文 化産業交流 会館	2,000人	意見発表、記念講演、特別報告、人権 パネル展、物産展等
12月下旬	隣保事業士交流フォロ ーアップ研修	解放県民セ ンター「光 荘」他	隣保事業士 50人	隣保事業士を対象とした研修(実践報 告、ネットワークづくりを支援)
2月上旬	啓発資料の発行	—	—	各種研修で活用できる啓発資料「人 権啓発教材集」の発行
2月中旬 ～ 3月上旬	滋賀県における同和事 業の関係資料収集事業 にかかわる研修会	解放県民セ ンター「光 荘」	県市町人権 担当課・人権 教育課	同和事業ならびに被差別部落の歴史 を学び、資料の調査・収集に対する 理解を広げる研修
	地域総合センター 総括会議	未定	地域総合セン ター長および運営 委員 50人	地域総合センター運営重点助言訪問のフィ ードバック、社会福祉をはじめ各種施策や制 度の促進啓発、地域福祉事業等の研修を行う
3月下旬	理事会	解放県民セ ンター「光 荘」	理事10人 監事 2人	2022年度事業計画、会計予算等
奇数月15日	情報誌「じんけん」発行	—	—	人権に関する特集記事をはじめとす る最新情報等の提供、デジタルコンテ ンツによる情報発信
毎月1回 (第2 水曜日)	差別事象連絡会	解放県民セ ンター「光 荘」	関係者	人権相談委員会総務委員会の主要構 成機関団体による定例の連絡会開催 および調査、研究、情報交換等
常設 (月・火・ 水・金)	人権相談	解放県民セ ンター「光 荘」	県民	広く県民の相談に対応するため常設 相談
	新型コロナ人権相談 ほっとライン			新型コロナウイルス感染症により人 権侵害を受けた方専用の人権相談ほ っとラインの開設
事前予約 (木曜日)	弁護士人権相談	県内	県民	月1回第3木曜日に無料弁護士相談 の実施

月 日	事 業 名	会 場	規模等	内 容
偶数月 (第3 木曜日)	実践事例検討会	解放県民セ ンター「光 荘」	相談員と 関係機関	臨床心理士による重層的で複雑な 相談などについての相談支援のあ り方についてアドバイス等を受け る実践事例検討会の実施
随 時	人権問題啓発 DVD 等の 貸出	解放県民セ ンター「光 荘」他	—	啓発 DVD 等の貸出
	人権啓発パネルの貸出	解放県民セ ンター「光 荘」他	—	啓発パネルの貸出
	解放県民センター「光 荘」 管理運営委員会	解放県民セ ンター「光 荘」	委員 6人	解放県民センター「光荘」の管理運 営等について審議する
	人権に関わる歴史的資 料収集事業	各地域総合 センター等	—	人権に関わる文化や産業・労働に関 する資料等の調査・収集
	職員の資質向上のため の研修会	解放県民セ ンター「光 荘」他	—	研修会等に参加し、職員の資質向上を 図る
	講師派遣	県内各地	各市町・県・ 企業・団体等	依頼のあった研修会に講師を派遣
	各人権センター等との 連携	解放県民セ ンター「光 荘」等	—	各地域の人権センターとの情報交換
	地域総合センター事業 活動巡回訪問	各地域総合 センター	2 3センター	日常的な巡回訪問による指導、助言 と意見交換を行う
	地域総合センター事業 情報収集・意見交換等	各地域総合 センター	5センター	日常的な巡回訪問による情報収集と 意見交換を行う
	全国隣保館連絡協議 会、地域総合センター 連絡協議会、ブロック 連協との連携	全隣協、関 係府県、各 地域総合セ ンター、関 係市町	—	全隣協、県センター連協、各ブロッ ク連協との連携および情報交換
	各市町との連携	各市町	1 9市町	関係市町との連携および情報収集・ 意見交換

公益財団法人滋賀県人権センター予算書（損益）

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,015	0	1,015
基本財産受取利息	840	0	840
基本財産受取利息（償却原価法）	175	0	175
受取会費	2,900	2,900	5,800
特別賛助会員受取会費	2,900	2,900	5,800
事業収益	4,337	0	4,337
人権啓発推進事業収益	100	0	100
貸借料収益	600	0	600
出版収益	1,737	0	1,737
講師派遣事業収益	1,900	0	1,900
受取補助金等	113,120	14,330	127,450
受取人権センター事業推進費補助金	98,487	13,582	112,069
受取人権センター社会教育活動等推進費	7,017	748	7,765
受取地域人権擁護活動補助	268	0	268
受取市町村人推協等事業費補助金	5,008	0	5,008
地域総合センター運営助言事業委託収益	1,137	0	1,137
事業所内人権啓発担当者等研修委託事業費	1,203	0	1,203
受取寄付金	3,310	566	3,876
受取寄付金	3,310	566	3,876
雑収益	1	730	731
その他受取利息	1	730	731
経常収益合計	124,683	18,526	143,209
(2) 経常費用			0
事業費	129,588	0	129,588
給料手当	68,281	0	68,281
役員報酬	4,134	0	4,134
退職給付費用	4,602	0	4,602
福利厚生費	14,153	0	14,153
旅費交通費	3,668	0	3,668
通信運搬費	1,302	0	1,302
減価償却費	3,430	0	3,430
消耗什器備品費	165	0	165
消耗品費	2,566	0	2,566
修繕費	3,788	0	3,788
印刷製本費	2,432	0	2,432
燃料費	58	0	58
光熱水料費	2,111	0	2,111
賃借料	1,819	0	1,819
保険料	681	0	681
諸謝金	4,600	0	4,600
負担金	237	0	237
助成金	5,808	0	5,808
委託費	5,601	0	5,601
手数料	152	0	152
雑費	0	0	0

公益財団法人滋賀県人権センター予算書（損益）
2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	18,354	18,354
役員報酬	0	3,823	3,823
給料手当	0	5,458	5,458
退職給付費用	0	367	367
福利厚生費	0	2,420	2,420
旅費交通費	0	261	261
通信運搬費	0	154	154
減価償却費	0	490	490
消耗什器備品費	0	13	13
消耗品費	0	147	147
修繕費	0	648	648
印刷製本費	0	304	304
燃料費	0	10	10
光熱水料費	0	361	361
賃借料	0	811	811
保険料	0	112	112
租税公課	0	118	118
支払負担金	0	589	589
委託費	0	786	786
手数料	0	1,386	1,386
雑費	0	96	96
経常費用合計	129,588	18,354	147,942
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,905	172	△ 4,733
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,905	172	△ 4,733
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
その他の経常外収益			
経常外収益合計	0	0	0
(2) 経常外費用			
その他の経常外費用			
過年度退職給付費用	0	0	0
経常外費用合計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人会計からの繰入額	0	0	0
公益会計への繰出額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,905	172	△ 4,733
当期一般正味財産増減額	△ 4,905	172	△ 4,733
一般正味財産期首残高	389,677	6,737	396,414
一般正味財産期末残高	384,772	6,909	391,681
II 指定正味財産増減の部			0
一般正味財産への振替額			0
一般正味財産への振替額	3,310	566	3,876
当期指定正味財産増加額	△ 3,310	△ 566	△ 3,876
指定正味財産期首残高	148,065	△ 4,767	143,298
指定正味財産期末残高	144,755	△ 5,333	139,422
III 正味財産期末残高	529,527	1,576	531,103